

博士学位論文審査要旨

2011年1月18日

論文題目：近代国家とイスラーム

—20世紀マレーシアのファトワーに見られる国家とウラマーの対立—

学位申請者：塩崎 悠輝（しおざき ゆうき）

審査委員：

主査：神学研究科 教授 中田 考

副査：神学研究科 教授 富田 健次

副査：神学研究科 教授 小原 克博

要旨：

本論は、20世紀特に後半のマレーシアにおいてシャリーア解釈権をめぐって近代国家とウラマーの間で起きたせめぎあいがどのようななかたちで収斂していったのかを明らかにするものであり、巨視的には統治権力と宗教権力の間で起きた教義解釈をめぐる対立に関する研究である。このような対立は多くの宗教に見られるものであり、近代に限られたことでもない。キリスト教においては、古来の教皇権至上主義と公会議主義の対立を経て、国民国家の出現により所謂「政教分離」「世俗主義」の原則が確立した。それがヨーロッパ列強による植民地支配により世界中に拡散したが、イスラーム世界もその例外ではない。本論は、タラール・アサドに倣って「組織化の可能な世俗的空間としての社会が実現」したことにより、「人々のさまざまな『宗教的』忠誠とは無関係に、全国民を、物質的・精神的に変容させ続けるという業務」を国家が推し進めることが可能になった事態を世俗化と捉え、新たに出現した世俗国家において、イスラームの言説がいかなる変質を蒙ったかを、ファトワー制度の変遷に焦点を絞って詳細に跡付けている。

本論は、序論において、論文の問題設定と、全体の構成、この論文の有する研究史上的意味を説明する。

第1章では古典イスラーム学と現代の研究におけるファトワーの定義を整理したうえで、ファトワーがイスラーム世界の歴史を通してムスリム社会でどのような役割を果たしてきたのかを概観する。第2章ではマレーシアにおけるイスラームをはじめとする諸宗教の歴史と宗教間関係などの宗教をめぐる諸問題が提示される。第3章ではタラール・アサドの世俗化論に言及しつつ、ファトワー管理制度を含めイスラームが国家と行政の中に組み込まれる際の近代国家特有の問題を、特に世俗主義との関連を中心に論じる。第4章はマレーシアのファトワー管理制度が発展してきた歴史的経緯を資料に基づきつつ詳述する。第5章はマレーシアのウラマーの形成過程をイスラーム世界のネットワークの中に位置づけつつ歴史的に通観し、彼らが発してきたファトワーの具体例を示す。第6章はウラマーの政治的プラットフォームであるマレーシア・イスラーム党（PAS）が公的なファトワー管理制度にどのように対応してきたのかを論じ、イスラーム運動からの世俗主義批判についても考察する。

結論ではマレーシアにおいて20世紀を通してウラマーの抵抗にもかかわらず公的なファトワー管理制度が強化され、国家とイスラームの布置が前近代と大きく変わったことが示される。

本論は、国家によるファトワーの統制を「ファトワー管理制度」と呼び、古典イスラーム学の専門用語としてのファトワーの意味を押さえた上で歴史上のファトワーの実践の動態を概観し

た後、マレーシアにおけるファトワーの一次資料の読解に基づき、①ファトワーを国家の認可制にし、②官報で布告されたファトワーへの違反に罰則を科す立法、③公的ファトワーに反する言説表明の禁止、の三点に纏められるマレーシアのファトワー管理制度の成立の経緯を論じている。

本論の特徴はイスラーム学の素養に基くテキストの厳密な読解と、東南アジア地域研究の枠組を越えた広い視野からの社会・政治・文化的文脈への気配りである。ファトワーの内容だけでなく、参照されたクルアーン、ハディース、古今の学者たちの学説のテキストが詳細に分析されるが、イスラーム学のディシプリンに基づいた分析は、国家のファトワーに対する統制の存在を浮かび上がらせ、国家とウラマーの力関係の歴史的変遷を鮮やかに描き出すことに成功している。

その結果、本論は、マレーシアのファトワー制度の特徴の解明において、イスラーム学的分析を欠き、世界のイスラーム思想潮流の中にマレーシアを正しく位置づけてこなかった東南アジア地域研究の先行研究を遥かに凌駕する優れた研究となっている。よって、本論文は、博士（神学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2011年1月18日

論文題目：近代国家とイスラーム

—20世紀マレーシアのファトワーに見られる国家とウラマーの対立—

学位申請者：塩崎 悠輝（しおざき ゆうき）

審査委員：

主査：神学研究科 教授 中田 考

副査：神学研究科 教授 富田 健次

副査：神学研究科 教授 小原 克博

要旨：

塩崎悠輝氏は、2006年4月に同志社大学大学院神学研究科博士課程後期課程に入學して研究指導を受け、所定の要件を満たすと共に、学位論文を提出した。2011年1月18日15時00分より、およそ2時間にわたって神学研究科委員会は総合試験を実施し、塩崎氏から充分な神学的素養を背景にした的確な応答を受け、また学位請求論文の主題領域について、広く深い認識を有していることを確認した。

申請者は、マレーシア地域研究に必要なマレー語、英語、中国語に加え、イスラーム学に必須のアラビア語を習得していることは、日本語、英語、中国語の二次資料に加えて、ルーミー（ローマ字表記マレー語）、ジャウィ（アラビア文字表記マレー語）、アラビア語の一次資料文献を駆使した本研究の内容から十分に明らかである。よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士学位論文要旨

論文題目：近代国家とイスラーム
—20世紀マレーシアのファトワーに見られる国家とウラマーの対立—
氏名：塩崎 悠輝

要旨：

本論は、20世紀マレーシアのファトワー（イスラームの教義に関する質問に対する回答）を分析することによって、近代ムスリム諸国の中でもあるマレーシアにおける国家とイスラームの関係を論じた。特に主要な研究対象としたのは、イスラーム諸活動を管理下に置こうとしてきた近代国家とシャリーア（啓示に基づくイスラームの教義の総体）解釈の専門家としてファトワーを発する役割を果たしてきたウラマー（イスラーム学者）の関係である。

タラル・アサドは、『世俗の形成』において、宗教とは何か、宗教が管轄する領域とは何かを、宗教の論理ではなく国家の論理が規定することが、近代的世俗国家の特徴であると述べている。近代国家が成立したことにより、シャリーアこそが統治のあり方を規定するべきであるという立場に立つウラマーの間で、タラル・アサドの述べた意味での世俗的傾向をムスリム諸国が有するようになったことを非難し、シャリーアに基づく統治を求める主張が増していった。

イスラーム世界の歴史を通して、ウラマーの多くは統治者に対しては助言者として仕え、あるいは距離をとり、時には批判してきた。ファトワーはウラマーが社会や統治者に働きかける主要な手段であり、原則としては権力からは自律的に、あくまでシャリーアに基づいて発せられてきた。しかしながら、近代国家の成立という、イスラーム世界にとって新しい事態によって、ファトワーを含むイスラーム諸活動に対する管理・統制が制度化されていった。

ウラマーの活動は、本来、地域を越えたものであり、特にイスラーム学徒は知識の継承のために各地を遍歴してまわるのが常であり、マレー半島から中東や南アジアに渡り、イスラーム諸学の知識を持ち帰るというパターンが歴史的に見られた。マレー半島に住むムスリムからの質問に対して中東、特にマッカ在住のウラマーが発した19世紀から20世紀初めにかけてのファトワーも記録されており、本論では、当時のファトワーを分析することで、当時マレー半島で多く参照されていた典拠や法学上の方法論の潮流を明らかにした。

東南アジアでは、ファトワーを含むイスラームの教義上の法的判断に際しては、伝統的にはスンナ派四大法学派の内、シャーフィイー派の学説に基づくことが圧倒的に多かった。20世紀初期頃から中東への留学者が急速に増えたことにより、マレー半島におけるイスラーム諸学の水準は飛躍的に向上していった。シャーフィイー派以外の法学派の学説ももたらされるようになり、啓示や学説から法的判断を演繹する方法論も発達していった。20世紀半ばには、マッカよりもカイロが、より多くのマレー人学生の留学先となっていましたが、カイロからは、サラフィー主義（既成の法学派にこだわらず、クルアーンとハディースを直接参照して法的判断を行おうとする潮流）や欧米を意識した近代的改革主義の思潮がもたらされた。

一方で、近代国家の成立は、イスラーム諸活動を規制していった。20世紀のマレー半島では、政府の方針に沿って他のイスラーム諸活動とともにファトワーの発出も公的機関に独占されるようになっていった。イギリスの植民地統治下で、スルタン等の称号を持つ各州の統治者らの下にイスラーム宗教評議会が設置され、イスラーム諸活動全般を管轄するようになった。ファトワーの発出もまたイスラーム宗教評議会に独占されるようになり、1950年代以降は各州でイスラーム行政・司法の基本法であるイスラーム法行政法が制定され、公的なファトワー管理制度が整備された。また、1990年代に各州で制定されたシャリーア刑法では、公的機関から発せられた

ファトワーに反した言動をムスリムがとることが禁止され、罰則が定められた。公的なファトワー管理制度の整備は、ウラマーが自律的にファトワーを発し、独自の教義解釈を行うことを著しく制限した。本論では、1950年代の公的機関によるファトワーと在野のウラマーの間での見解の対立、特に宗教間関係に関する議論を分析し、政府によるファトワー管理の背景にあった意図と、それに対するウラマーの対応を描いた。

マレーシアは1957年に独立したが、その際最も問題とされたのが、非マレー人（ほとんどは非ムスリム）の地位であった。独立に際しては、マレー人統治者の地位とマレー人の特権が保障された上で、非マレー人にも市民権が与えられ、マレー人の政党（UMNO）を中心に、華人やインド人の政党も加わった与党連合が政権を担うことになった。しかしながら、ウラマーの一部は、非ムスリムが政権に参画することに異を唱え、選挙で非ムスリムの候補に投票しないように呼びかけた。一方で、公的機関によるファトワーでは、多民族による連立政権は公共の福利にかなうとして、与党連合を擁護した。このように、公的なファトワー管理制度は、政府の擁護に用いられるとともに、政府への批判を規制する役割を果たした。

1969年にマレー人と華人の間で民族間衝突事件が起こり、1971年から政府は民族間対立の原因である経済格差是正のため、「新経済政策」を導入し、マレー人をはじめとする先住民族（ブミプトラ）の社会経済的地位向上を図った。同時に、1969年には統治者会議の下に国家イスラーム宗教評議会が設置され、連邦政府の主導によって、行政にイスラーム的価値を反映させたとされる「イスラーム化」政策がとられるようになっていった。1981年にはマハティール政権が成立し、「イスラーム化」政策を一層強化した。マレーシアは、独立当初より、英國をモデルにした立法・行政・司法の制度と並行して、ムスリムのみを適用対象としたシャリーアを反映させたとされる制度を有していた（二元的法制度）が、「イスラーム化」政策によってシャリーアを反映させたとされる法制度が拡充されていった。ファトワー管理制度もその一部であり、国家イスラーム宗教評議会の下に設置された国家ファトワー委員会によって、各州で発せられるファトワーが連邦政府の主導下で調整されるようになった。連邦政府の最重要政策は「新経済政策」であり、公的なファトワーを含め、「イスラーム化」政策は、「新経済政策」を正当化し、補完する役割を担わされた。

これに対して、ウラマーは政党活動を通してシャリーア解釈の専門家集団として社会的地位を保持しようとしたが、ファトワー管理制度は強化され続けた。ウラマーが社会的地位を保持するべく、政治的プラットフォームとして1950年代に形成した政党がマレーシア・イスラーム党（PAS）であった。PASは、イスラーム知識の伝達をはじめとするイスラーム諸活動を通してムスリム社会に一定の影響力を持つウラマーの組織力によって、有力な野党としての位置を占めた。マレー民族主義者たちによる指導と1970年代の一時期の連立政権への参画と離脱を経て、1980年代にはウラマーが党のヘグモニーを掌握し、「ウラマーの指導」の原則を確立、UMNOの政権は植民地統治を引き継ぐ世俗主義的体制であるとして激しく批判し、シャリーアに基づく統治を行う「イスラーム国家」の確立を唱えた。PAS新指導部の思想的基礎は、中東への留学によって培われたものであり、特にムスリム同胞団をモデルとした。PAS新指導部は、「新経済政策」、「イスラーム化」政策といった連邦政府の国策が、シャリーアに基づいたものではなく、民族主義のような世俗主義的価値と植民地統治を継承した世俗的制度に基づいているとして、抜本的な変革を求めた。

1980年代前半にPASと政府が激しく対立したケースとして、1981年にPASのウラマーであるアブドゥル・ハディ・アワン（後のPAS総裁）が行った世俗主義体制批判の演説を基に作成された『ハッジ・ハディ教書』をめぐる論争と1985年にPAS党员と治安部隊の間で起きた武力衝突であるムマリ事件をめぐる論争があった。いずれのケースにおいても、公的なファトワーが出され、PASを批判して、政府を擁護した。一方、PASは敢えてファトワーに反論し、政府が世俗的原則に基づいており、イスラーム的正当性を欠いていると主張した。本論では、これらの

ケースをめぐる公的なファトワーや PAS のウラマーの主張、あるいは政府内にいたウラマーの言説を分析し、政府の方針が公的なファトワーにどのように反映されていたか、また、ウラマーの言説に中東からもたらされたイスラーム思想がどのように反映されていたかを明らかにした。

20世紀マレーシアのファトワーを分析して明らかになったのは、まず、地域を越えたウラマーの活動によってイスラーム諸学の水準が向上してきたのと同じ時期に、イスラーム諸活動への政府の管理・統制が整備されていったことである。そして、イスラーム諸学の水準向上に伴って見られたファトワーの多様化が、政府の方針によって抑制されていったことが、ファトワーの内容にも反映されている。ファトワーの発出は公的機関によって独占されるようになり、民族間関係調整や開発政策といった国策に沿ったファトワーが出されるようになっていった。その際、シャーフィイー派やその他の学派の学説に基づくよりも、単に「公共の福利」を根拠として政府の施策を追認するファトワーが増えていった。自律的で闊達なイスラーム活動とシャリーアに基づく法的判断が規制されるに至って、ウラマーは中東からもたらされた世俗主義批判のイスラーム思想を援用して対立したものの、公的なファトワー管理が進む趨勢は変わっていない。ここに、イスラームの論理であるシャリーアよりも世俗的な国家の論理が実質的に優先される近代ムスリム国家の一例が見られる。